

国立大学法人岩手大学職員倫理規則

（目的）

- 第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第37条に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）の職員が、関係業者等との接触等に関し遵守すべき事項等を定めることにより、職務遂行の公正さに対する社会の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって職務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。
- 2 この規則の運用に当たっては、産学官連携の推進、大学の社会的役割の遂行が求められていること等も考慮しながら、教育・研究などの円滑な活動が確保されるよう十分な配慮がなされなければならない。

（基本的心構え）

- 第2条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、自らの行動が岩手大学の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。また、職員は、国立大学法人岩手大学職員兼業規則に定める手続きにより許可等を得て兼業を行う場合にあっては、岩手大学の信用を損なうことのないよう留意しなければならない。

（関係業者等との接触に関する規制）

- 第3条 この規則において「関係業者等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 当該職員の職務権限と特別の利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）
 - 二 当該職員が事実上影響力を及ぼしうと考えられる他の職員の職務権限と特別の利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）
- 2 職員は、関係業者等との間で、直接であるか、間接であるかを問わず、贈賄・収賄等の嫌疑を招くような行為を行ってはならない。また、職員は、関係業者等との接触に当たっては、自ら姿勢を正して行動の透明性を高め、自主的に情報公開を行い、次に掲げるような行為を行って社会的不審を招くことがあってはならない。
- 一 接待を受けること。
 - 二 転任、海外出張等に伴うせん別等を受け、又は中元、歳暮等の贈答品（広く配布される宣伝広告用物品を除く。）を受領すること。
 - 三 金銭（祝儀等を含む。）、小切手、商品券等の贈与を受けること。
 - 四 本来自らが負担すべき債務を負担させること。
 - 五 対価を支払わずに役務の提供を受け、又は不動産、物品等の貸与を受けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、一切の利益や便宜の供与（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を除く。）を受けること。
- 3 前項の規定は、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為であって職務権限に関係のないものには適用しない。
- 4 前2項に規定する行為には、私的な交際、社交儀礼行為、勉強会、研究会及び講演会等を口実として行われる行為も含まれる。
- 5 関係業者等との接触においては、対価を支払って行う行為、あるいは、職務として必要な会議等における会食等、職務上必要な接触と考えられる場合、また、講演、出版物への寄稿に伴い関係業者等から報酬（交通費等との実費弁償及び正当な報酬の性格を持つものは含まない。）を受ける場合、社会の疑惑や不信を招く可能性があるとして

思われるときは、職員は、第6条で定める倫理管理者に事前に届け出ておくものとする。やむを得ない事情により事前に届出をすることができない場合には、事後、速やかに倫理管理者に報告するものとする。

（官公庁との接触についての準用）

第4条 前条の規定は、職員が官公庁（国の行政機関、地方公共団体及び特殊法人等の政府関係機関）の職員と接触する場合について準用する。

（違反に対する措置等）

第5条 総括倫理管理者は、職員に第3条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当の理由がある場合は、倫理管理者と連携して、直ちに、本人からの事情聴取を行うなど実情調査を行う。

2 総括倫理管理者は、前項の調査の結果、職員に第3条の規定に違反する行為があったと認められた場合は、学長に報告する。

3 学長は、総括倫理管理者からの報告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

（総括倫理管理者及び倫理管理者）

第6条 この規則に基づく綱紀粛正の推進を図るため、総括倫理管理者及び倫理管理者を置く。

一 総括倫理管理者は、理事（財務・労務担当）をもって充てる。

二 倫理管理者は、別表の左欄に掲げる組織ごとに、右欄に掲げる者をもって充てる。

2 総括倫理管理者の任務は、次の各号に掲げるものとする。

一 綱紀粛正の推進に関し、倫理管理者と密接な連携を図るとともに、必要に応じ、倫理管理者に対し助言、指示を行うこと。

二 倫理管理者からの報告をとりまとめること。

三 その他この規則の遵守の徹底を図ること。

3 倫理管理者の任務は、次の各号に掲げるものとする。

一 別表の左欄に掲げる組織における綱紀粛正の推進に関し、職員に対し必要な助言、指示を行うとともに、職員の相談に応ずること。

二 第3条第5項の規定に基づく職員からの届出状況等について、総括倫理管理者に報告するとともに、必要に応じ、職員に注意喚起すること。

三 その他別表の左欄に掲げる組織において、この規則の遵守の徹底を図ること。

別表（第6条関係）

組 織	倫理管理者
事 務 局	総 務 部 長
学 部	学 部 長
大学院連合農学研究科	研 究 科 長
教育研究支援施設	センター長・室長

備考 学部附属の教育研究施設等は当該学部を含む。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。